

セーフティネット保証4・5号 Q&A

■セーフティネット保証4号・5号（時限的運用緩和）関係

Q. 売上高等の数値について、「最近1か月間の売上高」とあるが、具体的に何月の売上高を対象とできるのか。

A. 原則、申請日の直前の月を「最近1か月」としてください。ただし、月初め等で直前の月の売上高等が未確定の場合は、売上高等が確定している月で直近の月を「最近1か月」としてください。

また、「最近1か月」の売上高等が、新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoToキャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響などで、前年同期に比して増加している場合については、「最近6か月の平均売上高」と対前年同期の比較も可能です。

※売上高等が減少している月を任意で選択することはできません。

Q. 売上高等の減少要件について、新型コロナウイルス感染症が発生してから1年以上経過した後も、前年同期比で判断してよいか。

A. 災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較するため、同感染症の影響が発生し始めた月（令和2年2月以降）の売上高等は比較対象に入らず、原則として前々年の同期と比較してください。

詳細につきましては、『新型コロナウイルス関連の認定申請に係る売上高等比較対象月について（PDF）』をご覧ください。

Q. 創業後1年を経過しておらず、前年の売上高等が比較できない場合、認定は可能か。

A. 以下の基準を満たす場合は認定可能です。

- ・最近1か月の売上高等が、最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、各基準※以上に減少していること。

※各基準…4号：20%以上、5号：5%以上

Q. 「原則として最近1か月間の売上高等の減少と、その後2か月を含む3か月間の売上高等の減少」が要件となっているが、「その後2か月間の見込み」を具体的にどのように算出したらよいか。また、売上見込みについての算出根拠となる資料は必要か。

A. 「その後2か月間の見込み」については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業への影響を踏まえた売上高等の見込みとなることから、基本的には申請者の申出によるものとするため、別途資料の提出は必要ありません。

■セーフティネット保証4号・5号共通補足

Q. 売上高の減少が分かる書類については、任意の様式でもよいか。

A. 事業者が作成する任意の様式で可とします。ただし、Word等で作成したものについては、「内容に相違ないことの」の文言の記載、申請者住所・氏名の記載、代表者印を押印していただくようお願いします。

Q. 売上高等の減少の基準は、小数点以下は四捨五入してよいか。

A. 実数で判断するため、四捨五入は行いません。申請書の記載上は、小数点第2位以下を切り捨てて記載いただくようお願いします。

Q. 必要書類については、写しでもよいか。

A. 「認定申請書」及び申請書の添付書類「売上比較表」以外は、写しで構いません。

Q. 認定にはどの程度の日数がかかるか。

A. 提出書類に不備等がない場合は、2営業日以内（土日祝日は除く）にお渡し可能です。

Q. 認定書の有効期限はいつまでか。

A. 発行日から30日間（土日祝日を含む）です。